

ID: 3034

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	改善命令(法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。)		
<b>法令名 根拠条項</b>	児童福祉法 第46条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第164号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第46条第3項の規定による。</p> <p>第46条</p> <p>都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 3 月 30 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日